平成２３年（フ）第１６号
三重県伊勢市小俣町湯田964番地１
債務者　岡田菜緒子
１　決定年月日時　平成23年２月10日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係
平成２２年（フ）第２６１号
静岡県富士市中之郷295番地の１　コーポラス東101号室、前住所静岡県富士市松岡1457番地の23
債務者　望月　苗弓
１　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
５　免責審尋期日　平成23年３月23日午前10時
静岡地方裁判所富士支部
平成２２年（フ）第３２６号
静岡県富士市厚原1802番地　エルディムわたなべ203号、前住所静岡県富士市柳島19番地の１
債務者　須藤　　勝
１　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
５　免責審尋期日　平成23年３月23日午前10時
静岡地方裁判所富士支部
平成２２年（フ）第３２９号
静岡県富士市厚原1220番地の３、住民票上の住所静岡県富士市厚原872番地の５
債務者　藤本　道子
１　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
５　免責審尋期日　平成23年３月23日午前10時
静岡地方裁判所富士支部
平成２３年（フ）第３号
静岡県富士市森島117番地の１フレグランス森島Ｄ―101号
債務者　植松いくみ
１　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
５　免責審尋期日　平成23年３月23日午前10時
静岡地方裁判所富士支部
平成２３年（フ）第１０号
静岡県富士市中野153番地の９、前住所静岡県富士市水戸島395番地の６
債務者　木下　良夫
１　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
５　免責審尋期日　平成23年３月24日午前10時
静岡地方裁判所富士支部
平成２２年（フ）第６４号
静岡県掛川市葛ケ丘３丁目10番地の９
債務者　今林　丈晴
１　決定年月日時　平成23年２月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
５　免責審尋期日　平成23年３月22日午前10時30分
静岡地方裁判所掛川支部破産係
平成２３年（フ）第３号
北海道標津郡中標津町西11条北７丁目８番地
債務者　佐久間廣美
１　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
５　免責審尋期日　平成23年４月15日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部
平成２３年（フ）第４号
北海道標津郡中標津町西９条北10丁目23番地
債務者　追切智枝子
１　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
５　免責審尋期日　平成23年４月15日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部
平成２２年（フ）第５３９号
北海道旭川市神居３条10丁目２番10号　ＡＰＩＴＡ　ＫＡＭＵＩ310―303
債務者　平野　和広
１　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
５　免責審尋期日　平成23年４月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部
平成２３年（フ）第９号
北海道旭川市忠和３条７丁目１番８―108号　市住8108号
債務者　小川　博嗣
１　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
５　免責審尋期日　平成23年４月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部
平成２３年（フ）第１８号
北海道旭川市春光４条４丁目１番３―3309号　市住3309号
債務者　勝又エツ子
１　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
５　免責審尋期日　平成23年４月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部
平成２３年（フ）第２３号
北海道旭川市東旭川北１条２丁目６番19号アトリエＫ
債務者　浅野富士子
１　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
５　免責審尋期日　平成23年４月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部
平成２３年（フ）第２４号
北海道旭川市春光１条７丁目３番53―712号　市住3712号
債務者　森川エナヨ
１　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
５　免責審尋期日　平成23年４月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部
平成２２年（フ）第３６２４号
横浜市金沢区富岡東２丁目１番27―410号　山本方、住民票上の住所横浜市金沢区富岡東４丁目５番46号　ボナール富岡102号室
債務者　薄井　敦郎
１　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
５　免責審尋期日　平成23年４月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部